021011.010	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021011.020	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	4.3%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの																								
021012.010	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021012.020	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	4.3%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.19	その他のもの																								